

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
第3 監査各論
1. 資産関連台帳
3. 公有財産
(6) 監査結果と意見
② 公有財産台帳の媒体について (意見)
<p>公有財産は財務会計システムで管理しているものとExcelで管理しているものがある。媒体を分けることは通常煩雑でミスも増えることが想定され、そのためのチェックや修正に時間を取られることを考えれば非効率でもある。</p> <p>システムで管理することには多くのメリットが見込めるため、旭川市においても公有財産台帳の管理はシステムで行うことが望まれる。</p>
③ 公有財産台帳での管理項目について (意見)
<p>公有財産台帳の管理項目が一部不明瞭であるように感じた。</p> <p>公有財産を台帳管理する目的は、市全体の統一かつ効率的な財産運用であることを踏まえ、改めて活用方法やそれに合わせて管理すべき項目をきちんと検討し、その結果を『公有財産事務の手引』にも明記してはどうだろうか。</p>
⑤ 公有財産台帳の保管について (意見)
<p>公有財産台帳は日々更新されてしまっており、財産に関する調書を作成する際に基とした年度末時点におけるそれを保管できているとは言えない状況である。</p> <p>年度末時点における台帳は、財産に関する調書に記載された数字の根拠資料として、「令和〇年度公有財産台帳」などの見出しでフォルダを作成し、財産に関する調書と突合せできる形で別途保管しておくことが望ましく、また、その旨を『公有財産事務の手引』にも記載しておく方がよいと考える。</p>
4. 物品
(5) 監査結果と意見
⑤ 不用品処分決定通知書の記載について (意見)
<p>不用品処分決定通知書を綴ったファイルを通査したところ、不用品決定理由に不要となった旨のみ記載されているものが散見された。ただ単に「必要がなくなった」とだけ記載されても本当にそうなのか疑問が残るところである。他の所管で利用できないか等も含め、きちんと検討した結果を理由として記載してしっかり残しておくことが望まれる。</p>
⑥ 返納する場合の備品異動申請書の記載について (意見)
<p>物品総括管理者は、返納手続された供用不用品を不用品とするか否か決定する際、各物品管理者から送付された備品異動申請書(返納)の内容を審査するわけだが、備考欄に返納理由を記載しているものも多く見られた。このような対応は審査を円滑に進める上で大変重要と思われるので、ここにも各主管からみた返納理由をしっかりと明記しておくことにしてはどうだろうか。</p>

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
⑦ 定義から外れたことにもなう返納処理について (意見)
<p>当年度の備品異動申請書が綴られたファイルを通査したところ、「税抜き2万円以内のため備品から削除する」旨記載されたものがあった。現在の台帳に記載されている指定物品を除く2万円未満の全ての備品について漏れなく返納処理するのかといえば定かではないようだ。今後同じように返納処理をするのであれば、これからのことも考えてきちんと方針を固めた上で進めていただけたらと思う。</p>
⑧ 備品の単位について (意見)
<p>備品が一式セットの形で記載され、台帳にも登録されていた。 本備品はDVD8本セットであり (@65,000円×5本+@60,000円×3本)、納品書にはそれぞれのタイトルから金額まで記載されていた。DVDは1本1本独立しており、どれか1本が無くなれば他が機能しなくなるような性質のものではないことを考えると、登録の際も個別に登録すべきである。</p>
⑨ 備品の登録漏れについて (意見)
<p>当年度の備品異動申請書や物品受入通知書等が綴られたファイルを通査したところ、処理漏れがいくつか見られた。 まずは不用品を整理して現物を減らし、ラベル貼付を徹底してきちんと全件突合ができるように準備すること、また、現実的なスケジュールで漏れなく全件突合すること、加えて、実際の備品の異動と併せて台帳登録をするフローの確立が望まれる。</p>
5. 固定資産
(4) 監査結果と意見
③ 外注先が納品した成果物の正確性について (意見)
<p>財政課がとりまとめた調査表を外注先である公認会計士事務所(東京都)に提出すると、最新の固定資産台帳と固定資産増減整理表ができあがる。必要なやりとりについては連絡表(Excel)という形で履歴を残しており、財政課では仕上がった成果物を確認する際、本連絡表でやりとりした内容がきちんと反映されているかどうかや全体的な増減を見て異常はないかを確認しているそうである。 原則的にはその増減や変更箇所につき1件1件確認すべきであり、少なからず科目ごとや所管課ごとの増減件数や増減総額の一致程度は確認すべきと考える。</p>
Ⅱ. 貸室予約システム
2. 監査結果と意見
(1) 公共施設予約システムの対象施設について (意見)
<p>公共施設予約システムを導入し、またデジタル化が進む中であって、全ての公共施設を対象とすることが目標となるであろうが、それに伴う利用料の増額と、施設の利用者の利便性、施設管理者の効率性などを総合的に判断して、この施設は対象としない方が望ましいという結論に達するならば、公共施設予約システムの対象外とする措置も考えられる。 現在、未導入の施設に関しては、導入するか否かを施設側の意向を踏まえて判断しているが、旭川市で、各施設の導入の適否について総合的に判断して、旭川市の意向にそって導入を進めるべきと思われる。</p>

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
(2) 導入した施設での運用について (意見)
<p>公共施設予約システムを導入した施設におけるシステムからの予約率は、わずか10%程度である。現状の利用率では、高額な利用料に対する費用対効果があるようには思えない。システムからの受付のみとすることが早急には困難であったとしても、せめて目標値を定めて、そこに向かって対策を講じていくべきである。</p>
(3) 公共施設予約システムの導入が困難な施設について (意見)
<p>旭川市で大規模なイベントやコンサートを実施できる施設として、市民文化会館、公会堂、大雪クリスタルホールが挙げられる。これらの3施設では、その利用に際して、音響機材などの使用に関して細かな事前打ち合わせが必要となることから、公共施設予約システムの対象とはなっていない。</p> <p>しかし、施設内にある会議室などは、公共施設予約システムの対象となりうるため、ホール部分については現状では導入に適さないとしても、他の部分については導入について検討を続けるべきである。</p>
(4) 利用料が減免対象となるケースについて (意見)
<p>減免に該当するケースで、初めて公共施設を予約する場合には、公共施設予約システムで予約しても仮予約扱いとし、後日、利用者が施設に出向いて減免に必要な書類を提出してもらう必要がある。施設によっては、公共施設予約システムの仮予約すら受け付けていないケースもある。</p> <p>現状、どの施設においても、減免料金での利用が多くなっており、減免対象となる利用者が公共施設予約システムを利用できないと利用率向上の妨げになることは間違いない。公共施設予約システム自体は、減免も含めた料金体系に対応できるシステムとなっていることから、その機能を十分に活用できるような方法を検討すべきである。</p>
(5) 電子決済について (意見)
<p>旭川市で現在利用している公共施設予約システムでは、電子決済は利用できない。バージョンアップ後の令和6年秋頃には、電子決済の利用を開始する予定となっている。公共施設の利用に関する支払いである以上、電子決済が導入された後にも、現金での支払いを完全に不可とすることは困難であるが、可能な限り電子決済を推奨して、現金での支払いを極力減らすことができれば、事務負担を軽減できる可能性はある。</p>
Ⅲ. 使用料
2. 監査結果と意見
(1) 取組指針にない負担割合について (意見)
<p>旭川市生活館条例に規定される近文生活館及び市民生活館では、受益者の負担割合が25%とされており、市の取組指針に設定のない負担割合を設定している。</p> <p>市費負担と受益者負担の負担割合は、使用料の算定にとって重要な要素であるため、市の取組指針に設定のない負担割合の施設が存在する場合には、取組指針の改正において、市費と受益者の負担割合の分類基準を見直すか、又は、いずれの区分にも該当しない旨とその理由を明確に定めることが、受益者の負担の適性化を図り、市民に受益者の負担の基本的な考え方を広く理解してもらうために必要であると考えられる。</p>

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
(2) 減免基準の適正化
① 減免の範囲の再検討について (意見)
減免の取扱いについては真にやむを得ないものに限定すべきという観点から設定されるべきものであるがその範囲が広くなりすぎている可能性がある。取組指針に従い減免基準について見直しを検討すべきである。なお、減免の範囲を厳格に設定するため、減免の利用率を一定割合以下にするような指針を定めることも有用であると考えられる。
② 取組指針の高齢者による利用の減免基準について (意見)
取組指針では、減免基準として「70歳以上を5割減額」を指針としている。今後はさらに高齢人口が増加することが予想されることから、減免利用者が増えることが見込まれ、税負担が増加することも予想される。そのため、高齢者による利用の減免基準について、対象年齢範囲及び減免割合の縮小を含めて見直しを検討すべきである。
(3) 無料施設の有料化について (意見)
市の管理する施設のうち94施設が無料である。無料の施設については全額が税負担で維持されていることから、取組指針で定める負担率が0%の施設である「便益が特定されるサービス及び民間と競合するサービス」に該当しない場合には、使用料収受のコストが使用料を上回るような事態にならない限り、速やかに使用料を収受する施設へ移行すべきである。 また、同種類の施設であるが、有料の施設と無料の施設が存在する。同種類の施設で有料施設と無料施設が存在することは、特段の事情がない限り、利用者の公平性を損なうことから、使用料を収受することを検討すべきである。
(4) 使用料の見直しについて (意見)
「受益と負担の適正化」へ向けた取組指針(改訂版)では、負担の公平性を確保していくため、4年をめぐりに必要な見直しを行うことを基本とするものの、定期料金改定を見送った場合や、見直しが必要な特別な事情が生じた場合においては、次の4年を待たずに見直しを行うこととされている。昨今、新型コロナウイルス感染症による利用者の著しい減少がみられたところであり、市においても、令和2年度以降、その傾向は顕著であり、直近においては、物価上昇の影響も大きいことから、どのような場合が特別な事情が生じた場合に該当し、使用料を改定する必要があるかどうかについては、一定基準の数値基準や具体例を定める検討をすべきである。
(5) 実際の負担割合と設定負担割合の乖離について (意見)
実際の負担割合について農村地域センターをサンプルとして計算したところ、設定された受益者負担割合50%と比較して著しい乖離がみられた。 このような実際の負担割合に対して取組指針で設定した受益者負担が著しく乖離したことは、回収できないコストを税で負担していることを示しているといえる。取組指針において設定した負担割合については、旭川市として継続的に見直しを行い、実際の負担割合からの乖離の解消に努めるべきである。

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
IV. 市民生活部所管の施設 《計量検査所》
5. 監査結果と意見
(1) 計量教習の受講について(意見)
<p>現職の教習修了者は2名であり, 業務が重なる場合や, 有休の取得や欠勤等を考慮すると人員にゆとりがあるとは言えない状況である。今後, 計量法の定める検査を継続的かつ適切に実施するためには, 短期教習受講者の増加を図るべきである。</p>
V. 市民生活部所管の施設 =農村地域センター=
2. 西神楽農業構造改善センター
(9) 監査結果と意見
① 備品の管理状況について
イ. 備品ラベルについて
<p>備品ラベルが3種類ほど混在していた。古いものと新しいものでは備品ラベルの様式が異なっている。様式が異なっても明記する事項が漏れなく記載されていれば問題はないが, 「旭川市の備品であること」が記載されていないなど, 要件を満たしていない備品ラベルがあった。要件を満たさない備品ラベルについては順次新しいものに貼り替えていくべきである。</p>
ハ. 公民館との備品の区分けについて
<p>令和4年度の包括外部監査報告書において, 西神楽公民館の備品管理について以下の指摘があった。</p> <p>『西神楽公民館の講堂内にはピアノがあり利用者に使用されることがあるが, 西神楽公民館の備品台帳上は存在しておらず農業構造改善センターに登録されている。また, ピアノの使用については540円の使用料が発生するが, これは本来西神楽公民館の利用者から収受すべきものである。よって備品管理については実態にあわせて農業構造改善センターから西神楽公民館へ移管し, 利用料についても規程に従って適切に収受すべきである。』</p> <p>現状においても, 西神楽公民館が所管すべき講堂内のピアノが, 西神楽農業構造改善センターの備品台帳に登録されたままになっており, 利用料の収受もしていない。</p> <p>対応は迅速に行われるべきであり, 今後も西神楽農業構造改善センターと西神楽公民館の備品の登録に関しては, 適切な区分けが行われる必要がある。</p>
② 利用者の私物管理について(意見)
<p>サークルなどで定期的に施設を利用する者の私物については, 西神楽農業構造改善センター内で預かっているケースがある。また, 長期間放置されているものについては, 廃棄することもある。規定もないまま慣習として行われている点については改善すべきと考える。</p>
③ 利用促進について(意見)
<p>西神楽農業構造改善センターの各貸室の中で, 利用率が50%を超えているのはホールのみであり, 他の貸室については利用率が低くなっている。特に調理実習室の利用率は10%を切る数値で推移している。</p> <p>調理実習室で調理したものを昼食としてそのまま調理実習室で食べられるような利用時間区分の設定や, 農業の振興に資するとした農村地域センターの取組みとして, 地域の農産物を利用した調理室の利用については利用料を徴収しないなどの方策も考えられる。</p>

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
<p style="text-align: center;">⑤ 過去の包括外部監査における指摘事項について (意見)</p> <p>平成29年度包括外部監査において、以下の指摘事項について記載がある(一部抜粋している)。 「平成28年度の指定管理業務に係る収支は、本来であれば公民館は赤字、農業構造改善センターは黒字であった。しかしながら、決算時に調整を行って、公民館、農業構造改善センターのいずれもが黒字になるようにしている。」 今回、農業構造改善センターと公民館での経費の按分について資料を閲覧した。農業構造改善センターと公民館のいずれも黒字にするための決算時における調整は行われていなかった。 しかし、農業構造改善センターと公民館で共通して使用しているものにかかる経費について、農業構造改善センターのみの経費として、公民館への按分が行われていないものが見受けられた。ただし、そもそも按分計算を緻密に行ったところで、完全に実態と一致した計算とはならない。また、指定管理者においても農業構造改善センターと公民館の合計で算出される実績で評価を行っており、経費の按分計算に時間をかけることのメリットは何もない。ただし、現状として、別々の会計として計上するのであれば、共通して生じる経費については何らかの按分計算が必要である。</p>
<p style="text-align: center;">⑥ 指定管理者の非公募について (意見)</p> <p>西神楽農業構造改善センターは、西神楽公民館と一体で管理運営を行うことで相互の資源を活用した事業展開が可能となり、利便性や施設の効率的な管理運営が期待できるため、公民館と同一の指定管理者とすることが望ましく、そのため、非公募で決定される公民館の指定管理者と同一の者が非公募で西神楽農業構造改善センターの指定管理者となる。 単純な面積や貸室数だけで判断すべき論点ではないが、建物内の一部が西神楽公民館の所管であるために西神楽農業構造改善センターの指定管理者についても非公募とすることが最も望ましいと言えるのかは疑問が残る。 一度、指定管理者の選定方法を検討してみることも必要だと思われる。</p>
<p style="text-align: center;">⑦ 同じ建物(西神楽市民交流センター)内に公民館と農村地域センターが設置されていることについて (意見)</p> <p>西神楽農業構造改善センターは、複合施設である西神楽市民交流センター内に設置されている。西神楽市民交流センター内には西神楽公民館も設置されている。 旭川市では、公民館は社会教育部公民館事業課の所管、農村地域センターは市民生活部地域活動推進課の所管となっている。所管が異なっているのは、そもそもの設置目的が異なるためとのことである。 西神楽公民館と西神楽農業構造改善センターを別々の所管として運用していることによるデメリットを感じる点がいくつかあった。一方、別々の所管とすることに積極的なメリットを感じる点はなかった。 まず、指定管理者において、同じ建物内で同じように運営しているにも関わらず、予算も決算も別々に計上しなければならない。そもそも一体として運営されている施設にかかる費用を正確に割り振りすること自体に限界がある。結果として、公民館と農業構造改善センターで別々に算定された収支報告書は何らの意味も有していない。 次に、施設の運営上においても、公民館と農村地域センターでは料金制度も異なっているため、事務手続きがその分煩雑になり間違いもおきやすい。 次に、固定資産や備品の管理についても、公民館と農業構造改善センターそれぞれ別の台帳と現物の管理を行うのは非効率である。 今後、人口が減少し、施設の設置数なども見直しの必要性がでてきた際に、所管が異なることが経済性や効率性の弊害とならないよう、西神楽公民館と西神楽農業構造改善センターの併合について一度検討を行うべきと考える。</p>

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
⑧ 農村地域センターの所管について (意見)
<p>農村地域センターは、貸室を有する点に着目して地域活動推進課の所管となっているものと考えられるが、農村地域センターの設置目的が「農村地域における生産及び社会活動を支援し、並びに農村と都市との交流の促進を図り、もって本市の農業の振興に資するため、旭川市農村地域センターを設置する。」と、旭川市の農業の振興に資することが目的とされていることから、農政部での所管とする方が望ましいのではないかと考えられる。</p> <p>農村地域センターとしての本来の設置目的を果たすためにも、他の農村地域センターも含めた農村地域センター全体の所管部署について、現状のままとするのか、農政部とするのか一度検討すべきと思われる。</p>
3. 永山ふれあいセンター
(9) 監査結果と意見
① 備品の管理状況について
イ. 備品ラベルについて
<p>永山ふれあいセンターで備品台帳と現物の確認を行ったところ、備品ラベルが数種類混在しており、一つの備品に2種類の備品シールが貼付されているものもあった。</p> <p>古い備品シールは剥がすか、新しい備品シールを古いものの上から貼付するなどして、一つの備品には一つの備品シールが貼付されるように整理すべきである。</p>
ロ. 備品台帳と現物との一致について
<p>現物が実在するのに、備品台帳に記載のないものが見受けられた。備品台帳をもとに現物のチェックを行うこと(実在性の確認)も重要であるが、同時に、現物をもとに備品台帳のチェックを行うこと(網羅性の確認)も重要である。</p> <p>すべての備品は備品台帳によって管理される状態になるように、両者を一致させる必要がある。</p>
② 利用促進について (意見)
<p>永山ふれあいセンターの貸室の中でもっとも利用件数の多いホールにおいても、利用率は平成30年度の50%が最高であり、ここ3年は25%程度の利用率にとどまっている。研修室においては数%の利用率となっている。</p> <p>永山地区には、永山ふれあいセンターのほかに、永山住民センターと永山市民交流センターがあり、それぞれが研修室や体育室、ホールを有している。加工室は近隣の施設には設置されていないため、農村地域センターとしての特色を活かすためにも加工室を利用する取組みは今後も積極的に行われるべきである。</p>
③ 開所日と開所時間について (意見)
<p>永山ふれあいセンターは加工室を有しており、他の施設では代え難い役割を有しているものの、他の貸室の稼働率は低調である。</p> <p>指定管理者が変わったことで、新たな取組みなどによる利用率の向上も期待できるものの、今後も市民の利便性と経済性に鑑みて、すべての農村地域センターで同じ開所日や開所時間とする取り扱いについて検討すべきと考えられる。</p>

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
4. 東旭川農村環境改善センター
(8) 監査結果と意見
① 備品ラベルについて
<p>東旭川農村環境改善センターで備品台帳と現物の確認を行ったところ、「備品番号」は付されているが、「旭川市の備品であること」や「明細コード」が記載されていないなど、上記の要件を満たしていない備品ラベルが多数存在した。要件を満たさない備品ラベルについては、順次新しいものに貼り替えていくべきである。</p>
② 備品台帳に記載のない備品について
<p>スポットライト等の現物が実在するのに、備品台帳に記載のないものが見受けられた。備品台帳に記載がない理由は不明であったが、学校から寄付された可能性もあるとのことであった。今後、寄付など購入以外の方法によって物品を受け入れた場合には規定に従い備品登録すべきである。</p>
③ 供用不用品について (意見)
<p>農産加工室に設置されているマイクロウェーブ装置(旭物産株式会社製作)については故障しており、また、製造年が古く修理が難しいことから修理の予定もないとのことであった。処分に費用がかかると予想されるため処分の予定がたっていないとのことであったが、処分をしない場合には施設内に使用不可能なスペースができることにもなる。不用品の処分は売却を原則としており、鉄くずとしての売却等も含めて早期に処分することを検討すべきである。</p>
⑤ 指定管理者制度の導入について (意見)
<p>東旭川農村環境改善センターは、併設されている東旭川公民館とともに、旭川市による直営施設である。直営施設である東旭川農村環境改善センターについても、「旭川市行財政改革推進プログラム2020」に基づき、将来にわたる持続可能な財政運営と最適な行政サービスを維持すべく、民間活力を活用して、公の施設等のサービス向上と効率的な管理運営体制の構築を図るために指定管理者制度の導入の検討を進めている。</p> <p>東旭川農村環境改善センターについては以下の事情により指定管理者の選定方法を非公募としているとのことである。</p> <p>東旭川農村環境改善センターは、東旭川公民館との複合施設であり、効率的な施設運営の観点から公民館と一体とした指定管理が必要であること。</p> <p>公民館の指定管理に当たっては、地域力向上のため運営主体を地域の団体であることとされていること。</p> <p>東旭川農村環境改善センターについても、公民館との複合施設である以上、運営主体を地域の団体に限定する必要があること。</p> <p>しかしながら、公民館との複合施設である農村地域センターであっても、公募による選定が原則であって、地域の団体であることを要求する場合には、例えば、「旭川市内に主たる事務所を有する団体」など、公募の際の応募資格として定めることも可能である。</p> <p>旭川市全体の公の施設については、旭川市の指定管理者制度の拡大を図る推進プログラムとの整合性を確保し、指定管理者選定の透明性を高める観点から、公募による指定管理者の選定を原則としつつ、選定方法の基準の明確化をすべきである。</p>

令和5年度包括外部監査(資産関連台帳, 貸室予約システム, 施設使用料等の決定及び市民生活部所管の施設に関する事業の事務の執行について)

指摘事項等に対し未措置であるもの

指摘事項又は意見の概要
5. 旭正農業構造改善センター
(9) 監査結果と意見
① 備品ラベルについて
旭正農業構造改善センターで備品台帳と現物の確認を行ったところ、「備品番号」は付されているが、「旭川市の備品であること」や「明細コード」が記載されていないなど、上記の要件を満たしていない備品ラベルが多数存在した。要件を満たさない備品ラベルについては、順次新しいものに貼り替えていくべきである。
② 備品台帳に記載のない備品について
現物が実在するのに、備品台帳に記載のないものが見受けられた。備品台帳に記載がない明確な理由は不明であったが、今後、寄付など購入以外の方法によって物品を受け入れた場合には規定に従い備品登録すべきである。
6. 東鷹栖農村活性化センター(野土花)
(9) 監査結果と意見
① 備品ラベルについて
東鷹栖農村活性化センターで備品台帳と現物の確認を行ったところ、「備品番号」は付されているが、「旭川市の備品であること」や「明細コード」が記載されていないなど、上記の要件を満たしていない備品ラベルが多数存在した。要件を満たさない備品ラベルについては、順次新しいものに貼り替えていくべきである。